

資料 11

災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、乙の運營業務委託企業の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第 2 条 乙は、災害時における甲の給食支援業務等の要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、豊橋市北部学校給食センターを拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、災害が発生し、給食支援業務等の必要があると認めたときは、災害時給食支援業務等要請書（様式第 1 号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対し、速やかに災害時給食支援業務等要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

3 甲は、乙に給食支援業務等を要請する場合は、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにし、要請するものとする。

4 乙は、前項の要請があったときは、給食支援業務等に協力するものとする。

5 乙は、甲との連絡が取れないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において給食支援業務等を行うことができる。

（配送）

第 4 条 乙は、給食の配送に関して、乙の配送業務の受託企業が所有している車両を使用するものとする。

（完了報告）

第 5 条 乙は、給食支援業務等を完了したときは、速やかに災害時給食支援業務等完了報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に災害時給食支援業務等完了報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（費用負担等）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 調理業務及び給食の配送に係る経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき、給食支援業務等に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の運營業務委託企業が加入する労働災害保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議して定めることとする。

（損害賠償等）

第 8 条 災害時における給食配送等中、乙の配送業務の受託企業が所有する車両等が破損したときは、甲がその損害を負担する。ただし、その損害を補填するものがあるときは、

様

豊橋市長

災害時給食支援業務等要請書

災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第 3 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災 害 名	
2 協 力 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
3 協 力 内 容	
4 給 食 等 提 供 先	
5 配 送 の 有 無	有 ・ 無
6 その他必要な事項	
7 担 当 者 等	①所 属 ②職氏名 ③電 話

様式第 2 号

年 月 日

豊橋市長

団体名
代表者名

災害時給食支援業務等完了報告書

年 月 日付け 第 号により要請のありました件について、下記のとおり完了しましたので、災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第 5 条の規定により、報告します。

記

完了年月日	協力内容	給食等提供先	配送の有無
			有 ・ 無